

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

おはようございます。

8月27日に開かれました閉会中の教育民生常任委員会について報告いたします。

まず、教育総務課からは、遠隔授業の実施について報告がありました。

本来、中学校は、小規模でも必要な専門性を有する教員免許を持つ教員を配置することが原則だが、できない場合にはICTを活用した遠隔授業ができるとなっている。豊島中学校には現在、技術科目の免許を有する教員が配置されておらず、専門外の教員が授業を指導している。

一方、土庄中学校には、技術の免許を有する教員がいるため、土庄中学校を配信側として、ズームを用いて豊島中学校との遠隔合同授業を行いたいと思っている。具体的には、ICTを活用して離れた学校の教室同士をつなぎ、両校の児童生徒が合同で学ぶ授業になる。双方向で、対話や質問、議論を行うこともできる。

なお、豊島中学校の保護者への説明会を7月28日に実施し、理解を得ているため、2学期から実施したいと説明がありました。

委員より、人格形成は対面授業が基本原則だが、人への思いやりなどは遠隔授業ではできないが、そのあたりは、との質問には、人間性を養う点では、遠隔授業より対面がはるかに効果がある。ICTの活用は、専門性の高い授業を子どもたちが受けられるようにするためのものだと答弁がありました。

また、遠隔教育を広げて不登校の家庭勉強に活用する考えはあるのか、との問いには、将来的にはあるかもしれないが、まずは、子どもたちが集団の中で社会性を築くことを念頭に進めたいと答弁がありました。

また、今回の授業でシェアする土庄中学校側の生徒は、との問いには、1学年90名弱なので、1クラス20人後半程度と、答弁がありました。

また、人事異動なども含めて課題整理の議論が県教委との間で必要ではないか、との問いに、「今回の件は、県教委とは相談している。実証の効果をつかみながら、ノウハウを作って今後につなげていきたい」と答弁がありました。

最後に、意見として、オンラインの活用は、学びのツールの1つだ。学校や教師に代わるものではない。町としては、正職の教員を増やす努力は継続してほしいとの発言がありました。

続きまして、生涯学習課から北浦体育館天井修繕について説明がありました。

体育館入口玄関ホールおよび2階バルコニー部分の釣り天井が落ちてきおり、今後、地震等の発生により天井が落下する恐れがあるため、早急に改善を行いたいと考えている。現在は、支柱を立てて、天井の落下防止を行い、また、玄関ホールには防護ネットを設置して応急対応しているが、釣り天井を撤去することで対応したいと考えている。撤去予算は、9月補正予算で計上を予定してい

るとのことでした。

委員より、住民から通報があったのか、との問いには、定期利用団体から連絡があったと答弁がありました。

また、取り外した後はコンクリート面がむき出しの状態に残るのか、との問いには、そうだと答弁がありました。

次に、大坂城残石記念公園への寄付金について報告がありました。

四国地区「道の駅」連絡会の会員である株式会社建設マネジメント四国が設立10周年記念の社会貢献事業の支援先に、「大坂城残石記念公園」が選定され、7月9日に贈呈式を執り行い、100万円の寄付をいただいた。寄付金は、残石記念公園の照明設備の改修および簡易テントの購入に使用すると説明がありました。

委員より、照明設備改修により、残石公園の建物すべてがLEDに変わるのか、との問いには、今回、売店がある管理棟、展示室、収蔵棟の3カ所をLED化する予定で、これで全てがLEDに変わるとの答弁がありました。

また、寄付金で購入するテントの数について質問があり、「1張」と答弁がありました。

健康福祉課からは、議題3点について説明がありました。

1つ目は、令和5年度の価格高騰給付金終了について、給付実績は、令和5年度の住民税が均等割のみ課税世帯461世帯に対し、457世帯に給付した。給付率は99.13%。そのうち、こども加算対象世帯35世帯は全世帯に給付。非課税世帯こども加算対象世帯73世帯も全世帯に給付。

また、5月に入り、未申請の世帯に対し、書類の再送付や電話番号がわかる人には電話の対応を行った。また、現在実施中の令和6年度の給付金について、8月23日現在で、非課税世帯は202世帯、均等割のみ課税世帯は103世帯となっています。こちらも、100%の給付に近づけられるよう努めたいとのことでした。

2点目、児童手当の制度改正について、この度、児童手当法が改正されたことにより、令和6年10月から児童手当制度が抜本的拡充されることになった。

まず、制度改正の内容について、①支給対象児童の年齢を中学生までから高校生年代まで延長になり、②所得制限の撤廃により、高校生年代までを養育するすべての子育て世帯が、児童手当を受け取ることができるようになる。③第3子以降の支給額を1万5000円から3万円に増額。④第3子以降の算定に含める児童の年齢を高校生年代から大学生年代まで延長。⑤支給月を年3回から年6回に変更し、令和6年12月から偶数月に支給をする。例えば、21歳、14歳、7歳の子どもを養育している場合、大学生年代である21歳の子どもを第1子とし、14歳の子どもを第2子、7歳の子どもを第3子とする。14歳の子どもは第

2子となり、月1万円、7歳の子どもは第3子となるため、月3万円、合計4万円が支給される。

また、この制度の改正に伴って新たに手続きが必要な方には、9月上旬に案内文を送付予定だ。受付期間は、新たに手続きが必要な方は、制度改正の猶予期間が設けられているため、令和7年3月31日までに手続きをおこなえば、令和6年10月からの手当に反映されるが、令和7年4月1日以降に申請を行った方は、申請月の翌月からの支給となる。そのため、広報や勧奨通知を行うことで、漏れがないように進める。また、この改正に伴うシステム改修費用を9月議会に提出予定との説明がありました。

委員より、第1子が21歳で社会人の場合、第2子が第1子になるのか、という問いには、例えば21歳の学生でなくて、社会人でも、家族での生計において負担があったり、何かしらの扶養を取られている場合は、社会人であっても第1子として換算すると答弁がありました。

逆に、16歳でも家を出れば第1子と数えないのか、との問いには、16歳の方で仕事をされていたとしても、基本的には第1子、第2子として換算する。国のQ&Aによると、もともとご結婚された場合に関しては、その世帯から抜けたという解釈になるので、第1子としてみなさないというQ&Aが出ていたんですが、今回の制度改正により、結婚していても養育環境として親との関係があれば、第1子としてみなしても良いということになっているとの説明がありました。

財源は、との問いには、児童手当の制度では、0歳から3歳までの厚生年金をかけている方に関しては、国費等が45分の37。県費が45分の4、町が45分の4、その他に関しては、国費が3分の2、県費6分の1、町費6分の1、次の令和6年10月からに関しては、今回、国費に変動があるが詳しくは現段階ではわからないと答弁がありました。

3点目、新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種について説明がありました。

事業概要。特例臨時接種の全額公費接種は、令和6年3月末で終了となったため、令和6年4月1日以降、対象者に新型コロナの重症化予防を目的として秋冬に定期接種を行う。

対象者は、接種日において、65歳以上の方、または60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極限（後ほど、訂正あり）に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害（いずれも対象となる障害単独で身体障害者手帳1級相当の障害）を有する方。

接種期間は、令和6年10月1日～令和7年3月31日。

接種回数は、1回。

実施体制は、10月より各医療機関において個別接種。なお、9月末に各機関へ予診票を配布する。

財源は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業により、国から接種1回あたり8300円の助成があり、今年度の自己負担額は、小豆島町と協議し、郡内統一料金の方の一般の方は2100円、生活保護の方は無料。

接種見込みの数は、令和5年度秋開始接種を参考に、対象者の4割の2269人を見込んでいるとのことでした。

委員より、現在の患者数は、との問いには、細かい数字はない。郡内の比率で把握していると答弁がありました。

ワクチンで問題は発生していないのか、との問いには、令和4年度に1件あり、去年それに伴う審議会を行い、国のほうに答申して認められ、9月議会で補正予算を出す。

対象者65歳以上というのは10月1日時点か、との問いには、接種日に満65歳。

国の補助、接種1回で8300円と委託料1万5300円との関係は、との問いに対しては、1万5300円の内訳は、自己負担が2100円、町の負担が1万3200円で、このうち8300円が国の補助で賄われている」との答弁がありました。

広報周知の方法は、との問いには、インフルエンザなどと同様の扱いと答弁がありました。

住民環境課より、はじめに、「カーボンニュートラルに向けた取組」の進捗状況等について説明がありました。

7月17日に、計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルの公告を実施した。

7月18日、一般社団法人地域循環共生社会連携協会から、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定を受けた。補助率は、対象経費の4分の3、交付決定額は約750万円。

8月9日に計画策定支援業務公募型プロポーザルの審査として、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施。プロポーザルに参加した事業者は3社。プロポーザルの審査の結果、株式会社四電技術コンサルタントを委託候補者として計画策定業務に係る委託契約を締結した。

今後は、「土庄町地球温暖化対策実行計画策定委員会」を設置する予定としており、来年1月までに3回程度の開催を予定しているとのこと。策定委員会の開催時や協議内容、委員の選定等は、委託事業者である四国(後ほど、訂正あり)技術コンサルタントと協議しながら検討していくと報告がありました。

また、補助金を受けて計画を策定するために令和7年1月下旬までに全ての事業を終了させ、実績報告までを行う予定とのことでした。

2点目、脱炭素まちづくりアドバイザーの派遣申請について、地域脱炭素に関する知識やノウハウを得ることを目的に環境省が実施している「脱炭素まちづくりアドバイザー」の派遣申請を行っており、9月上旬に採択結果が通知される予定とのことでした。

3点目、土庄町カーボンニュートラル推進プロジェクトチームの推進状況について、6月3日にプロジェクトチームを創設し、会議を2回開催した。全庁、各課のカーボンニュートラルに向けた取り組みに対する課題等の整理について、また、ブルーカーボン（藻場再生）に関することを議題として協議したとのことでした。

委員より、町職員も月1回なり週に1回なり具体的にバス利用すればどうか、という意見や今年度以降についての活動は、などの質問が出されました。

執行部より、今年度は計画を作り、来年以降がいわば本番になると答弁がありました。

以上で、教育民生常任委員会からの報告を終わります。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

すみません。2点訂正をいたします。

1つは、コロナワクチンの予防接種についての部分で、対象者について、日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方というところを、私が極限に制限されるというふうに申しあげましたので、「極度」に訂正をいたします。

もう1点は、住民環境課からの土庄町地球温暖化対策の事業について、委託業者の名称で、「四電技術コンサルタント」が正式名称ですが、四国技術というふうに言い間違えたということですので、訂正をしたいと思います。